

災害に関する県税の軽減措置等について

災害によって被害を受けられた方は、次のような県税の軽減措置を受けることができます（り災（被災）証明書等が必要です。）。

これらの制度の内容や手続など詳しいことは、最寄りの県税事務所へおたずねください。

1 申告・納付等の期限の延長

災害により被害を受け期限までに申告等ができない場合は、個別に県税事務所に申請していただくことによって、災害がやんだ日から2ヵ月以内に限り、期限延長の措置を受けることができます。

2 納税の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められるときは、申請に基づき1年以内（事情によっては更に1年）の期間に限り、納税が猶予されます。

3 軽油引取税に係る納入義務の免除

災害により代金及び軽油引取税を受け取ることができなくなった場合または失った場合は、その額に相当する税額が免除されます。

4 課税の減免

① 個人事業税の減免

納期限までに申請していただくことによって、下表の減免割合に応じた額が減免されます。

・事業用資産に2分の1以上の損害を受けた方

課 税 標 準 額	減免割合
500万円以下の部分の額	100%
500万円超750万円以下の部分の額	50%
750万円超1,000万円以下の部分の額	25%

・上記以外の方で、住宅及び家財等に2分の1以上の損害を受けた方

課 税 標 準 額	減免割合
500万円以下の部分の額	100%

② 不動産取得税の減免

納期限までに申請していただくことによって、次のような減免措置を受けることができます。

ア 不動産を取得した直後（納期限まで）に災害により滅失・損壊した場合

イ 災害により滅失・損壊した時から３年以内に代替不動産を取得した場合

ア及びイいずれの場合も、被災不動産の価格（固定資産評価額）に下表の減免割合を乗じた額に税率を乗じて得た額が減免されます。

〔土地〕

災 害 の 程 度		減免割合
被災面積又は被災価格が当該土地の面積又は価格の	70%以上	100%
	50%以上 70%未満	80%
	30%以上 50%未満	60%

〔家屋〕

災 害 の 程 度		減免割合
全 壊	倒壊、流出等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のもの	100%
	上記以外のもの	80%
大規模半壊		60%
半壊		40%

※ ただし、災害により半壊以上の被害のあった家屋を取り壊した場合の減免割合は、100%

③ 自動車税種別割の減免等

○ 災害により自動車の原動機等が損壊し、運行不能となった場合で、運行不能となった期間が16日以上あれば、災害を受けた日から60日以内に申請していただくことにより、月割をもって算出した額が減免されます。

○ 被災により廃車し抹消登録等した自動車については、抹消登録を行った日の属する月の翌月から減額されます。

④ 自動車税環境性能割の減免

災害により滅失・解体した自動車の代替自動車を３ヵ月以内に取得した場合は、代替自動車の登録時に申請していただくことにより、被害を受けた自動車の被害直前の通常取引価格に相当する額に税率を乗じて得た額が減免されます。

○問い合わせ先

県税事務所	所在地	電話	管轄区域
神 戸	神戸市長田区二葉町 5-1-32	(078)647-9113	神戸市
西 宮	西宮市櫛塚町 2-28	(0798)39-1518	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊 丹	伊丹市千僧1丁目 51	(072)785-9407	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
加古川	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	(079)421-9036	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
加 東	加東市社字西柿 1075-2	(0795)42-9330	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫 路	姫路市北条 1-98	(079)281-9070	姫路市、神河町、市川町、福崎町
龍 野	たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3	(0791)63-5125	相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊 岡	豊岡市幸町 7-11	(0796)26-3623	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹 波	丹波市柏原町柏原 688	(0795)73-3741	丹波篠山市、丹波市
洲 本	洲本市塩屋 2-4-5	(0799)26-2021	洲本市、南あわじ市、淡路市

○自動車税種別割・自動車税環境性能割の問い合わせ先

県税事務所(注2)	所在地	電話	自動車の種別
神戸県税事務所 自動車税審査課	神戸市東灘区魚崎浜町 33	(078)441-0305	神戸ナンバーの自動車
神戸県税事務所 軽自動車税審査課	神戸市東灘区御影本町 1-5-5	(078)822-6050	神戸ナンバーの軽自動車
姫路県税事務所 自動車税審査課	姫路市飾磨区中島福路町 3323	(079)233-8260	姫路ナンバーの自動車 (軽自動車含む)